

入札参加資格審査要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人競走馬理化学研究所（以下、研究所）という。）が実施する競争入札に参加できる者の資格（以下、「入札参加資格」という。）の申請、審査、付与その他必要な事項を定めるものとする。

(入札に参加できない者)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加できない。

- (1) 競争入札の契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合の業務において、これを得ていない者
- (3) 国税を滞納している者
- (4) 営業年数が2年未満の者
- (5) 様式1に定める入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (7) 共同企業体で、その構成員に第1号から第6号に該当する者を含むもの。

(入札に参加できる者)

第3条 研究所は、前条に該当しない者から提出のあった申請書等について次の事項を審査し、入札参加資格を付与した者に限り入札に参加させる。

- (1) 営業年数（入札参加資格の審査を受けようとする年の1月1日（以下、「基準日」という。）までの年数をいう。）
- (2) 基準日の属する営業年度の直前の営業年度（以下「基準年度」という。）の決算における財務状況
- (3) 基準年度の決算における経営規模
- (4) 基準年度の対象業務等の契約実績

(資格審査委員会)

第4条 入札参加資格は、資格審査会において審査する。

- 2 資格審査会は、契約担当役を委員長、出納命令役、出納役、総務課担当職員を委員として構成する。
- 3 資格審査会は、3年に1回、定期に開催し、入札参加資格の新規付与及び更新付与のための審査を行う。なお、定期審査後に申請のあった者については、随時審査する。
- 4 資格審査は、申請書等に基づく前条各号の審査のほか、必要があるときは現地調査を行うものとする。
- 5 資格審査の結果、入札参加資格を付与することが適当と認めた者について理事長に報告する。

(資格の決定及び業務区分)

第5条 理事長は、資格審査委員会から報告のあった者のうちから入札参加資格を付与する者を決定する。

2 入札参加資格は、次の各号に掲げる業務に区分して付与する

- (1) 検査・研究機器、試薬販売等業務
- (2) 事務機器販売、ソフトウェア開発、印刷等業務
- (3) 建築・設備・土木・造園、施設管理、運送等業務
- (4) 廃棄物収集運搬等業務
- (5) リース業務等業務
- (6) 食堂運営、旅行等業務

3 理事長は、入札参加資格を付与する者に対して、様式2に定める入札参加資格決定通知書を交付し、決定を通知する。

(申請の時期及び方法)

第6条 入札参加資格の審査を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- (2) 国税の納税証明書
- (3) 法人にあつては、登記事項証明書（外国に籍を有する法人にあつてはその国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類）
- (4) 個人にあつては、身元証明書（成年被後見人、被保佐人、被補佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。）及び民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書（外国に籍を有する者にあつては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類）をいう。）
- (5) 営業経歴書及び会社案内
- (6) 財務諸表類（法人にあつては、基礎年度の期末における決算報告書。個人にあつては、青色申告書又は所得税確定申告書の写し）
- (7) 様式3に定める暴力団排除に関する誓約書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、研究所が指定する書類

(資格の有効期間)

第7条 入札参加資格の有効期間は、定期審査で資格が付与された日の属する年度の翌年度から3年間とする。

2 随時審査で付与された入札参加資格の有効期間は、付与された日から前項に規定する有効期間の終期までとする。

(変更届)

第8条 入札参加資格を付与された者は、その有効期間中、次に掲げる事項に変更があったときは、様式4による入札参加資格事項変更届に関連書類を添付して、遅滞なく、理事長に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称又は所在地

- (3) 代表者又は代理人の氏名
- (4) 使用印鑑
- (5) 前各号に掲げるもののほか、入札参加資格に関する事項

(資格の取消し)

第9条 理事長は、入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当する場合その他研究所が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった以降、理事長が定める期間、競争入札に参加させないものとする。

- (1) 第2条の各号に掲げる事由に該当すると判明した場合
- (2) 第5条第2項及び第6条に規定する申請において、申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、その事実が入札参加資格取得後に判明した場合
- (3) 入札参加資格を有する者が贈賄等により逮捕若しくは起訴されたと判明した場合

2 理事長は、前項の規定により入札参加資格を取り消したときは、その旨を取り消された者に通知するものとする。

(入札参加の案内及び書類の提供)

第10条 研究所は、様式5に定める入札参加資格に関する案内を総務課前の掲示板に常時掲示し、希望者に対して必要な書類を提供する。